



不法電波って、なに？

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。電波を利用するためには、原則、無線局の免許を取得するか、技術基準に適合した無線機器を使用することが必要です。



不法電波の罰則は？

不法に電波を使用すると、電波法違反になります。

- 不法無線局を開設、又は運用した場合は、

**1年以下の懲役、
または100万円以下の罰金**

- 不法電波で重要な無線通信を妨害した場合は、

**5年以下の懲役、
または250万円以下の罰金**

**正しい電波で
安全な
暮らしへ!!**




電波に関するお困りごとやご相談は、
下記までお問合せください。

北海道総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/hokkaido/ 管轄区域: 北海道	不法無線局、混信・妨害 (011) 737-0099 受信障害(テレビ・ラジオ) (011) 737-0033 電波利用料 (011) 709-6000 その他行政相談 (011) 709-3550
東北総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/tohoku/ 管轄区域: 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、混信・妨害 (022) 221-0641 受信障害(テレビ・ラジオ) (022) 221-0698 電波利用料 (022) 221-0616 その他行政相談 (022) 221-0610
関東総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/kanto/ 管轄区域: 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 (03) 6238-1939 (全国) 短波混信・妨害 (046) 888-2182 受信障害(テレビ・ラジオ) (03) 6238-1945 放送相談(地上デジタルテレビ) (03) 6238-1944 電波利用料 (03) 6238-1932 その他行政相談 (03) 6238-1940
信越総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/shinetsu/ 管轄区域: 新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 (026) 234-9976 受信障害(テレビ・ラジオ) (026) 234-9991 電波利用料 (026) 234-9998 その他行政相談 (026) 234-9961
北陸総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/hokuriku/ 管轄区域: 富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 (076) 233-4441 受信障害(テレビ・ラジオ) (076) 233-4491 電波利用料 (076) 233-4414 その他行政相談 (076) 233-4405
東海総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/tokai/ 管轄区域: 岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 (052) 971-9107 受信障害(テレビ・ラジオ) (052) 971-9648 電波利用料 (052) 971-9142 その他行政相談 (052) 971-9104
近畿総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/kinki/ 管轄区域:滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 (06) 6942-8535 受信障害(テレビ・ラジオ) (06) 6942-8567 電波利用料 (06) 6942-8544 その他行政相談 (06) 6942-8502
中国総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/chugoku/ 管轄区域: 鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、混信・妨害 (082) 222-3332 受信障害(テレビ・ラジオ) (082) 222-3383 電波利用料 (082) 222-3308 その他行政相談 (082) 222-3314
四国総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/shikoku/ 管轄区域: 徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 (089) 936-5051 受信障害(テレビ・ラジオ) (089) 936-5030 電波利用料 (089) 936-5006 その他行政相談 (089) 936-5020
九州総合通信局 http://www.soumu.go.jp/sotsu/kyushu/ 管轄区域: 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 (096) 312-8255 受信障害(テレビ・ラジオ) (096) 326-7873 電波利用料 (096) 326-7805 その他行政相談 (096) 326-7819
沖縄総合通信事務所 http://www.soumu.go.jp/sotsu/okinawa/ 管轄区域: 沖縄	不法無線局、混信・妨害 (098) 865-2308 受信障害(テレビ・ラジオ) (098) 865-2307 電波利用料 (098) 865-2303 その他行政相談 (098) 865-2390

● 詳しくは、総務省電波利用ホームページへ [電波利用](#)

[再生紙利用](#) 良好な電波環境を整備するため、無線局の免許人のみなさまには一定の金額を「電波利用料」としてご負担いただいております。

なんて電波だ!!
こんな迷惑
イカンだろう!!



STOP THE
不法電波!



**不法電波は
いけません!**

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。

電波のルールを必ず守りましょう!!

- 1 無線機器の利用には「技適マーク」の確認を!
- 2 電波の利用には、原則、免許が必要！
- 3 外国規格の無線機器は、国内では使用不可！

電波のルールを必ず守りましょう！

不法電波が及ぼす悪影響って？



不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防、救急、鉄道、防災行政、警察、飛行機など、人命にかかる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

不法電波で、このような重大な問題が起こります。



1. 消防・救急無線

消防車や救急車などの緊急無線を不法電波により妨害されると、人命や財産に関わる深刻な問題が起こります。



2. 鉄道無線

不法電波により鉄道無線に妨害が入ると、鉄道の安全運行に支障が生じ、乗客の生命が脅かされることになります。



3. スマートフォン・携帯電話

携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切な電話やメールができないくなり、社会・経済活動に影響を及ぼします。



4. テレビやラジオ

テレビ・ラジオの受信が妨害されると、緊急時の災害情報や避難勧告が伝わらないなど、国民生活に重大な影響を及ぼします。

無線機器の使用には技適マーク○の確認をお願いします。



コードレス電話、特定小電力トランシーバー、無線LAN機器などの無線機器を購入するときは、必ず「技適マーク」が付いているかを確認してください(技適マークは、ディスプレイで表示するものもあります)。技適マークの付いていない外国規格などの製品をそのまま国内で使用することは、法律で禁止されています。

※ 旧タイプの「技適マーク」も有効です。

電波の利用には、原則、免許が必要です。



無線機器の使用には、原則、無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。

(例)アマチュア無線：無線局の免許、無線従事者の資格など

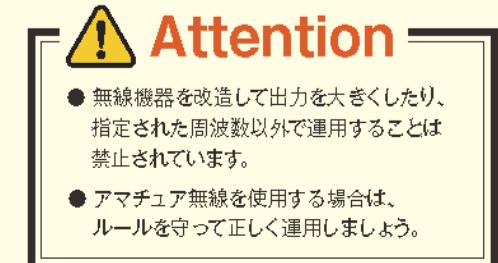
※微弱な電波を使用する機器など、一部免許が不要なものもあります。詳しくは最寄りの総合通信局までお問い合わせください。



外国規格の無線機器は国内では使用できません。



近年「FRS」「GMRS」「UHF-CB」などの外国規格の無線機器が、通信販売やインターネットオークションなどで流通しています。これらの無線機器が使用する電波は、日本国内の防災行政用無線や放送業務用無線などの重要な無線に使われており、混信や妨害を与えるおそれがあるため国内では使用できません。購入の際には、十分にご注意ください。



不法電波は取り締まりだ！



不法電波を取り締まる

DEURAS デューラスシステム

総務省では、快適な電波利用環境の維持のために、不法電波などの取り締まりを電波監視システム「DEURAS(デューラス)」により行っています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や、不法無線局探索車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを探し出すシステムです。

